

第 3 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和4年6月15日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和4年6月15日(木曜日)

午前9時58分開議
 午前10時49分休憩
 午前10時54分開議
 午前11時10分休憩
 午前11時15分開議
 午前11時38分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第3号)
- 議案第2号 専決処分の報告及び承認についてのうち
- 議案第3号 専決処分の報告及び承認についてのうち
- 議案第4号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第15号 専決処分の報告及び承認について
- 報告第1号 令和3年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち
- 報告第11号 専決処分の報告について
- 閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について
- 報告事項

- ①「九州を支える広域防災拠点構想」の見直し(案)について
- ②球磨川水系に係る治水対策及び五木村振興等について(報告)

出席委員(8人)

委員長	高島和男
副委員長	坂梨剛昭
委員	岩下栄一
委員	松田三郎
委員	西聖一
委員	山口裕
委員	濱田大造
委員	吉田孝平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長	小牧裕明
政策審議監	野崎真司
危機管理監	岡村郷司
政策調整監	天野誠史
首席審議員兼	
秘書グループ課長	野中眞治
広報グループ課長	櫛本麻理
くまモングループ課長	脇俊也
危機管理防災課長	佐崎一晴

総務部

部長	平井宏英
理事兼県央広域本部長	
兼市町村・税務局長	真田由紀子
総括審議員兼	
政策審議監	千田真寿
総務私学局長	緒方克治
人事課長	磯谷重和
財政課長	臼井洋介

県政情報文書課長 坂本久敏
 総務厚生課長 上塚恭司
 財産経営課長 永松浩史
 私学振興課長 橋本誠也
 市町村課長
 兼県央広域本部総務部長 坂野定則
 消防保安課長 田口雄一
 税務課長 坂口啓介
 企画振興部
 部長 高橋太朗
 理事
 (球磨川流域復興担当)
 兼球磨川流域復興局長 水谷孝司
 理事
 (デジタル戦略担当)
 兼デジタル戦略局長 小金丸 健
 政策審議監 深川元樹
 交通政策・情報局長 清田克弘
 土木技術審議監 菰田武志
 首席審議員
 兼企画課長 小川剛史
 地域振興課長 久保田健二
 文化企画・
 世界遺産推進課長 木原 徹
 交通政策課長 坂本弘道
 統計調査課長 馬場一也
 デジタル戦略推進課長 受島章太郎
 システム改革課長 黒瀬琢也
 政策監 有働人志
 政策監 田浦貴久
 出納局
 会計管理者兼出納局長 野尾晴一郎
 会計課長 杉本良一
 管理調達課長 枝國智一
 人事委員会事務局
 局長 西尾浩明
 公務員課長 永野 茂
 監査委員事務局
 局長 西浦一義
 首席審議員兼監査監 市川弘人

議会事務局

局長 手島伸介
 次長兼総務課長 村田竜二
 議事課長 富田博英
 政務調査課長 福田博文

事務局職員出席者

議事課主幹 宗像克彦
 政務調査課課長補佐 松本泰明

午前9時58分開議

○高島和男委員長 おはようございます。

ただいまから、第3回総務常任委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、さきの補欠選挙で当選されました濱田委員が、新たに本委員会の委員に選任されましたので、御紹介いたします。

○濱田大造委員 濱田大造でございます。皆様よろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○高島和男委員長 本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載のとおり、執行部を前半と後半の2つのグループに分けて、それぞれのグループごとに執行部の説明及び質疑を行い、全ての質疑が終了した後に採決を行いますので、よろしくお願ひします。

また、委員会は、インターネット中継が行われますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

最初に、知事公室及び総務部の議案について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進め

るために、着座のまま、簡潔にお願いします。

まず、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○平井総務部長 総務部でございます。着座にて失礼いたします。

今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、令和4年度6月補正予算につきまして、冒頭提案分といたしまして、新型コロナウイルス感染症への対応や令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興のほか、国庫補助が増額となった公共施設の整備等に必要な予算、114億円余を計上しております。

また、追加提案分として、国の総合緊急対策の決定を受け、コロナ禍において原油価格、物価高騰に直面する生活者や事業者の支援及び新型コロナウイルス感染症への対応に必要な予算74億円余を計上しており、合計で189億円余となっております。

これに、今回併せて御報告いたします令和4年度4月補正予算及び5月補正予算の専決処分2件を含めると、補正後の予算規模は9,226億円余となっております。

このほか、条例改正などにつきまして、せて提案いたしますとともに、報告事項を提出いたしております。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○高島和男委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○臼井財政課長 財政課でございます。

総務常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、4月補正予算(知事専決処分)の概要でございます。

新型コロナウイルス感染症への対応と県議会議員補欠選挙に必要な予算、3億1,900万円を計上しております。内容は、1、新型コロナウイルス感染症を踏まえた医療支援チームの派遣、1億5,200万円、2、県議会議員補欠選挙、1億6,700万円でございます。

次に、5月補正予算(知事専決処分)の概要でございます。

新型コロナウイルス感染症への対応に必要な予算、2億8,500万円を計上しております。内容は、国の総合緊急対策の決定を受け、コロナ禍において物価等の高騰に直面する低所得の独り親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に要する経費でございます。

2ページをお願いいたします。

6月補正予算の概要でございます。

まず、上段の冒頭提案分につきまして、新型コロナウイルス感染症への対応や令和2年7月豪雨からの復旧、復興のほか、国庫補助が増額となった公共施設の整備等に必要な予算、114億9,900万円を計上しております。

まず、(1)新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応に36億5,200万円を計上しております。主な内容は、今後の新型コロナウイルス感染拡大に備えた対応、20億7,000万円、交通事業者に対する支援、3億5,900万円、中小企業等の資金繰り支援、5億1,000万円でございます。

次に、(2)令和2年7月豪雨からの復旧・復興に8億3,800万円を計上しております。主な内容は、球磨村の被災者の住まいの再建への支援、4億7,300万円、人吉市青井地区の復興まちづくりの推進、1億5,900万円でございます。

最後に、(3)その他として、70億900万円を

計上しております。主な内容は、子育て家庭を支援するための市町村の体制整備、5,400万円、公共施設の整備、63億5,100万円でございます。

続いて、6月補正予算(追加提案分)でございます。

国の総合緊急対策の決定を受け、コロナ禍において原油価格、物価高騰に直面する生活者や事業者への支援及び新型コロナウイルス感染症への対応に必要な予算、74億7,300万円を計上しております。

まず、(1)県民生活・県経済への影響の最小化として、43億8,900万円を計上しております。主な内容は、生活困窮者や学校、子供などの生活者支援、7億2,500万円、中小事業者や農林水産業者といった事業者支援、36億6,400万円でございます。

3ページをお願いします。

次に、(2)地域経済や県民生活の回復等に27億4,200万円を計上しております。主な内容は、感染症や物価高騰等の影響を受ける事業者への支援、11億3,600万円、地域経済の回復や地域活性化等に向けた取組、3億9,400万円、ウィズコロナ時代に対応したデジタル環境の整備、10億200万円でございます。

最後に、(3)感染症の拡大防止に3億4,200万円を計上しております。主な内容は、検査体制等の強化、5,000万円、県民利便施設における感染防止対策、2億7,200万円でございます。

以上、4月補正予算(知事専決処分)、5月補正予算(知事専決処分)及び6月補正予算の冒頭提案分と追加提案分の合計は195億7,500万円となり、補正後の予算規模は9,226億1,800万円となります。

4ページをお願いします。

4ページと5ページは歳入予算の内訳となっております。主に5ページの冒頭、9、国庫支出金や最後の15、県債等を活用しているほ

か、所要の一般財源については、13の繰越金を活用しております。

また、6ページと7ページが歳出予算の内訳で、一番右の補正額の説明欄に主な事業を記載しております。

予算の総括説明は以上でございます。

○高島和男委員長 次に、担当課長から議案等について説明をお願いします。

○脇くまモングループ課長 くまモングループでございます。

9ページをお願いいたします。

補正予算についてでございます。

商業総務費の右側説明欄をお願いします。

くまモンランド阿蘇DX実証事業についてですが、コロナ禍における地域事業者支援のため、音声認識カーナビ技術を使って阿蘇地域の周遊を促すくまモンレンタカー事業など、DX技術を活用し、くまモンに触れ合う機会を創出することで、くまモンの世界観を地域に浸透させ、結果、人、物、企業を熊本に集めることにつながる仮想テーマパークの構築に係る実証事業に要する経費でございます。

くまモングループの説明は以上でございます。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

10ページをお願いします。

防災総務費につきまして、説明欄を御覧ください。

コロナ対応分として、(2)の防災・震度情報システム管理費は、市町村や警察、消防、自衛隊など、関係機関とのオンラインによる情報共有のための防災情報共有システムの改修に要する経費でございます。

(3)の新防災センター震災等ミュージアム整備事業は、新防災センターの1階に提示す

る震災等ミュージアムにおける非接触型の映像再生システムの導入等、感染症対策に要する経費でございます。

新(4)情報連絡員派遣体制再構築事業は、今年度から、土砂災害警戒情報発令時等、災害発生のおそれのある段階から、市町村に対する県の情報連絡員を派遣するよう派遣体制を再構築していますが、当該情報連絡員の感染症対策として、派遣先で接触を避けるために持参するモバイル端末や無線機等の通信機器導入に要する経費でございます。

11ページをお願いします。

債務負担行為の変更でございます。

これは、先ほど御説明しました情報連絡員派遣体制再構築事業において、情報連絡員へ配備するモバイル端末について、令和8年度まで複数年のリース契約を締結する必要があることから、限度額の変更をお願いするものです。

危機管理防災課は以上です。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課です。

14ページをお願いします。

大学費の増額補正でございます。

説明欄を御覧ください。

大学整備費(コロナ対応分)、公立大学法人支援事業でございます。

これは、新型コロナウイルス対応として、県立大学における新型コロナウイルス感染防止と学修機会の確保の両立のためのデジタル環境の整備等に係る交付金で、国の地方創生臨時交付金を活用します。

学外から大学のネットワークに安全にアクセスし、教育や研究を行うための基盤の構築等を行うものです。

県政情報文書課は以上です。

○永松財産経営課長 財産経営課でございます。

15ページをお願いします。

財産管理費の増額をお願いしております。

右説明欄をお願いします。

地域振興局等庁舎における新型コロナウイルス感染症防止対策として、トイレ手洗いの自動水栓化及び和式便所の洋式化などに要する経費でございます。

財産経営課は以上です。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

13ページをお願いします。

私学振興費の増額でございます。

説明欄(1)の私立学校ICT支援員配置促進事業につきましては、コロナ禍における遠隔での授業等がスムーズに進むよう、ICT支援員の配置を支援するものでございます。

(2)の私立中学高等学校修学旅行支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により旅行を延期した場合等のキャンセル料や変更に伴う手数料などの追加費用を補助するものです。

続いて、16ページをお願いします。

追加提案分として、私学振興費の増額でございます。

説明欄の私立高等学校授業料等減免補助事業につきましては、年度途中で収入が減少した世帯の授業料を減免するものでございますが、新型コロナウイルスの影響により家計急変世帯の増加が想定されることから、減免の対象を拡充するものです。

私学振興課は以上です。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

26ページをお願いいたします。

4月28日専決でございます。

これは、5月29日執行の熊本県議会議員補欠選挙の執行に要する経費でございます。

市町村課は以上でございます。

○田口消防保安課長 消防保安課でございます。

17ページをお願いいたします。

上段の防災総務費でございます。

防災消防航空センターにおける感染症対策として、救急消毒室やWi-Fi設備、空気清浄機、洗濯機、乾燥機等の整備に要する経費でございます。

次に、下段の消防指導費は、消防学校における感染症対策として、救急処置訓練用の人形や救助訓練用の空気呼吸器、耐熱マスク、リモート学習用のタブレットパソコンなどの教育資機材のほか、空気清浄機や消毒装置、消火訓練用の防火服の乾燥機等の学校設備の整備に要する経費でございます。

消防保安課は以上でございます。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

27ページをお願いします。

第4号議案、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

28ページ、条例案の概要で説明をさせていただきます。

1、条例改正の趣旨ですが、軌道法の一部改正等に伴い、関係規定を整理するものでございます。

2、主な改正内容ですが、軌道に関する認可等の事務権限について、本条例に基づき熊本市に移譲しておりましたが、軌道法の一部改正等により都道府県から指定都市へ本事務権限が移譲されることとなったため、本条例から削除するものでございます。

3、施行期日ですが、公布の日からとしております。

続きまして、55ページをお願いします。

第19号議案、熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

58ページ、条例案の概要で説明をさせてい

たきます。

1、条例改正の趣旨ですが、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、関係規定を整備するものでございます。

2、主な改正内容ですが、まず(1)と(2)でございますが、非常勤職員について、子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和するとともに、子が1歳以降の育児休業の取得要件を柔軟化しております。

次に、(3)でございますが、育児休業の取得回数制限の緩和等を踏まえ、再度の育児休業取得に係る特別の事情の規定の見直しをしております。

最後に、(4)でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理をしております。

3、施行期日ですが、国家公務員に係る同様の措置の施行予定期日と同日の令和4年10月1日からの施行としております。

人事課は以上です。

○臼井財政課長 財政課でございます。

29ページをお願いいたします。

議案第5号、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

37ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

1の条例改正の趣旨ですが、法律や政令の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備するものでございます。

次に、2の主な改正内容ですが、(1)の新たに設ける手数料は、ア、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴うものです。

老朽化で外壁の剥落による危害を生じるおそれなどがあり、取壊しが必要と県に認定されたマンションを建て替える場合に、建て替え後のマンションの容積率を緩和することが可能となるため、その許可申請に係る手数料

を設定するものです。

イは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴うものです。

省エネ性や耐震性等に優れた長期優良住宅の認定を受けることで、税制面の優遇を受ける制度について、これまで新築や増改築の住宅だけが対象となっていました。今回の法改正で既存の住宅についても対象となるため、その認定に係る手数料を設定するものです。

(2)については、教育職員免許法の一部改正によって、教員免許の有効期限がなくなり、更新制度が廃止されることに伴い、免許更新等に係る手数料を廃止するものです。

この他、(3)については、教育職員免許法等の一部改正に伴う規定の整理を行うものです。

次に、3の施行期日です。

マンションの建て替え等の円滑化に関する法律、建築基準法及び道路交通法の一部改正に係るものについては、公布の日、教育職員免許法の一部改正に係るものについては、令和4年7月1日、それ以外のものについては、令和4年10月1日としております。

最後に、4のその他ですが、(1)の施行期日前の申請に対する手数料は、改正前の額とする所要の経過措置を定めるもの、(2)は、附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置を規則で定めるもの、(3)は、今回の手数料条例の改正に合わせて、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理するものです。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課です。

39ページをお願いします。

第6号、熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてです。

40ページをお願いします。

条例案の概要で御説明します。

1、条例改正の趣旨は、個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要があるとございます。

これは、国において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び地方行政独立法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の2法が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されたことに伴うものです。

2、主な改正内容は、所要の規定の整理として、当該廃止となった2つの法律の条項の引用について、改正後の個人情報の保護に関する法律の条項の引用に改めるものです。

3、施行日は、公布の日としております。県政情報文書課は以上です。

○坂口税務課長 税務課でございます。

41ページをお願いいたします。

第7号議案、熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

46ページの条例案の概要で御説明申し上げます。

1の条例改正の趣旨は、令和4年度税制改正に伴う地方税法の一部改正により、所要の改正を行うものです。

2の主な改正内容の(1)は、不動産取得税についてでございます。

アは、不動産の取得者は、取得の事実等を都道府県に申告する必要がありますが、登記の申請をした場合は、賦課徴収について必要があるときなどを除き、不動産取得税申告書の提出を不要とするものです。

イの被収用不動産等の代替不動産の取得から、下段のキの心身障害者を多数雇用する事業所の用に供する施設の取得までの6項目につきましては、引き続き申告の必要があるため、減額等の手続に関する規定を整備するものです。

そのほか、(2)のとおり、地方税法からの

引用条項の項ずれに伴う関係規定の整理を行うものです。

施行期日につきましては、地方税法の一部改正の施行期日に合わせ、3に記載のとおりとしております。

続きまして、第8号議案は、専決処分との関係がございますので、専決処分を先に御説明させていただきます。

49ページをお願いいたします。

第14号議案は、熊本県税条例等の一部改正に係る報告及び承認についてでございます。

52ページの専決処分の報告及び承認の概要で御説明申し上げます。

1の条例改正の趣旨としましては、地方税法等の一部改正が行われたことを受け、所要の改正を行ったものでございます。

令和4年3月31日に公布されました改正法のうち、4月1日施行の部分に関し、地方税法と県税条例の内容にそごが生じないよう、3月31日に専決処分を行い、4月1日に施行したところでございます。

2の主な改正内容について御説明いたします。

(1)は、熊本県税条例の一部改正についてでございます。

ア、法人事業税の(ア)は、ガス供給業に係る収入金額課税について、課税方式の一部見直しを行ったものです。(イ)は、資本金の額または出資金の額が1億円を超える普通法人に係る法人事業税所得割について、年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止したものです。

イ、不動産取得税の(ア)は、住宅及び住宅用土地に係る減額や控除等の特例措置について、要件に該当すると認められるときは、取得者から申告がなかった場合においても、当該特例措置を講ずることとしたものです。

(イ)は、住宅を新築した独立行政法人都市再生機構等について、当該新築住宅を六月以内に譲渡した場合に、不動産取得税が課され

ない規定を、1年に緩和する特例措置の適用期限を2年間延長したものです。

(ウ)は、土地に係る減額及び徴収猶予について、2年以内とされている住宅新築までの経過年数要件を、3年または4年以内に緩和する特例措置の適用期限を2年間延長したものです。

(エ)は、認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の算定における控除額を、通常の1,200万円から1,300万円とする特例措置の適用期限を2年間延長したものです。

(2)は、法改正により項のずれが生じたため、規定の整理を行ったものです。

続きまして、53ページをお願いします。

第15号議案は、熊本県税特別措置条例の一部改正に係る報告及び承認についてでございます。

54ページの専決処分の報告及び承認の概要で御説明申し上げます。

1の条例改正の趣旨は、地域再生法の関係省令の一部改正を踏まえ、関係規定を整備したものでございます。

改正省令が、令和4年3月31日公布、4月1日施行であったことから、3月31日に専決処分を行い、4月1日に施行したところでございます。

2の主な改正内容について御説明いたします。

地域再生法に基づき県税の課税免除等を行った場合、国による減収補填の制度が設けられており、その期限が延長されたことに対応するため、関係規定を整備しております。

(1)は、課税免除等の要件となる地方への本社機能の移転や拡充等に係る施設整備計画の認定期間を2年間延長したものです。

(2)は、土地に対する不動産取得税の不均一課税について、本則税率100分の0.4を100分の0.3に軽減する特例措置を2年間延長したものです。

続きまして、47ページにお戻りください。

第8号議案、熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

48ページの条例案の概要で御説明申し上げます。

1の条例改正の趣旨は、ただいま御報告いたしました第15号議案同様、地域再生法の関係省令の一部改正を踏まえ、関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容について御説明いたします。

(1)は、課税免除等の対象となる特別償却設備の取得期限を1年間延長し、施設整備計画の認定日から2年を経過する日までを、3年を経過する日までとするものです。

(2)は、土地に対する不動産取得税の不均一課税について、特例措置の対象となる土地の取得期限を、(1)の改正に合わせて、第15号議案の専決処分で行った2年間の延長からさらに1年間延長し、令和9年3月31日までとするものです。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用することとしております。

続きまして、71ページをお願いいたします。

報告第11号、職員による交通事故の和解及び賠償額の決定に係る専決処分の御報告です。

72ページの概要により御説明いたします。

本件事故は、令和3年11月12日午後3時頃に、宇城市松橋町で発生したものです。

6の事故の状況ですが、県央広域本部税務部課税第一課職員が、公務のため公用車で出張した際、訪問先敷地内において、調査終了後に公用車を発進させたところ、前方の段差に気づかず車両底部が接触し、アスファルト塗装を破損させた物損事故でございます。

県の過失割合を100%として、相手方車両の損害額19万9,100円全額を賠償額として和

解する専決処分を行ったものでございます。

税務課は以上です。

○櫛本広報グループ課長 広報グループでございます。

59ページをお願いいたします。

令和3年度の繰越明許費の報告でございます。

新型コロナウイルス感染症関連広報事業費を繰り越しております。

これは、令和3年度2月補正予算による事業でございまして、年度内に十分な事業期間を確保できなかったことと、年度当初からの広報が必要な事業であったことから繰り越したものです。

広報グループは以上です。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

60ページをお願いします。

繰越明許費についてでございます。

1段目の防災・震度情報システム管理事業費は、県の防災情報共有システムと消防庁の被害情報共有システムを接続するための改修を行うものですが、2月補正予算による事業であり、事業期間を確保できず、繰り越したものでございます。

なお、当事業は、年内完了の予定でございます。

2段目の防災センター施設整備事業費は、新防災センターの情報通信設備の整備を行うものですが、世界的な半導体不足によりデータ通信サーバーなどの通信機器の調達ができず、繰り越したものでございます。

当事業は、本年8月末までに完了する予定です。

3段目の防災情報通信基盤整備事業費は、県が設置する震度計の機器更新等に係る設計、工事を行うものですが、2月補正予算による事業であり、事業期間を確保できず、繰

り越したものでございます。

当事業は、今年度中に完了する予定でございます。

危機管理防災課は以上です。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課です。

61ページをお願いします。

公立大学法人支援事業費の繰越してございます。

これは、令和3年度2月補正予算において、地方創生臨時交付金を活用して増額した県立大学における新型コロナウイルス感染防止と学修機会の確立の両立のためのデジタル環境の整備、衛生環境の改善に係る交付金事業でございます。昨年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、本年度に繰り越したものです。

県政情報文書課は以上です。

○永松財産経営課長 財産経営課でございます。

62ページをお願いします。

繰越明許費の報告でございます。

上段、県庁舎維持補修費ですが、警察棟の給排水ポンプ等の更新工事において、施設を使用しながらの工事であるため、スケジュール調整に不測の日数を要したことなどにより、繰り越したものでございます。来年1月の完了を予定しております。

2段目、財産利活用推進事業費及び最下段の県庁舎等施設災害復旧費につきましては、熊本地震で被災した県央広域本部と防災センターの合築庁舎新築工事等に係る経費でございます。

合築庁舎建設工事において、地中に巨石が存在することなどが判明し、その撤去に不測の日数を要したことなどにより、繰り越したものでございます。

なお、当事業は、令和2年から4年度の3

か年の工事であり、来年3月半ばの竣工を予定しております。

財産経営課は以上です。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

63ページをお願いします。

上段の私立学校ICT環境整備事業費につきましては、私立学校におけるICT設備や機器の整備の補助を行うものです。

工事内容の検討や機器の調達に時間を要したことから、年度内の完了が困難となったものです。

下段の私立高等学校専攻科授業料減免補助事業費につきましては、コロナ禍において修学が困難になった専攻科生徒への授業料等を支援するものでございますが、年度内に十分な事業期間を確保することができなかったことから、繰り越したものでございます。

私学振興課は以上です。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

64ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対応総合交付金事業費でございます。

この事業は、国の新型コロナ臨時交付金を活用しまして、市町村の感染防止対策や地域経済回復のための取組などを後押しするものでございます。

新型コロナウイルス感染症が収束するまで事業を継続していく必要があるため、繰り越したものでございます。

市町村課は以上です。

○田口消防保安課長 消防保安課でございます。

65ページをお願いします。

消防学校教育訓練機能強化事業費についてでございます。

消防学校の訓練塔建て替えに係る設計につ

いて、地盤調査の追加実施、鉄骨造りから鉄筋コンクリート造りへの建築構造の変更などに不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったことから、やむを得ず繰り越すものでございます。

消防保安課は以上でございます。

○坂口税務課長 税務課でございます。

66ページをお願いいたします。

県税窓口感染症対策事業費でございます。

県税窓口へのセルフレジの導入に必要な経費について、折からの半導体供給不足により、設置予定のセルフレジ12台のうち一部について年度内の調達が困難となったことから、繰り越したものでございます。

なお、年度内の完了を予定しております。

税務課は以上でございます。

○高島和男委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 ちょっとお尋ねしますけれども、私学振興課です。

T S M Cの帯同される子供たちの学校について、何か今日熊日新聞に学校ができるということが出ていたけれども、こちらの学校についてはどういう位置づけですか、私学としては。

○橋本私学振興課長 今日報道があつておりました熊本インターナショナルスクールにつきましては、今、学校教育法上の認可等を受けた学校ではまだございませんで、いわゆる

フリースクールというような位置づけでございます。

以上です。

○岩下栄一委員 補助とか、支援の体制はないわけですか。

○橋本私学振興課長 その点につきましては、今後、県としても検討をしたいと思っております。

ただ、学校のほうからは、認可学校への申請を今検討されているというふうなことも伺いしておりますので、学校と綿密に意見交換、情報交換をしながら取組を支援していきたいというふうには考えております。

以上です。

○岩下栄一委員 せっかく向こうから見られますので、よろしく願いしておきます。

○高島和男委員長 改めて申し上げますが、議案についての質疑をお願いしたいと思います。

質疑はございませんか。

○西聖一委員 私学振興課に、すみません、また。63ページです。

繰越しが計上されていますけれども、私もいろいろ行政をしてきた経験があるんですけども、ソフト事業の繰越しというのは珍しいわけで、ここには事業周知期間が足らなかったというふうには書いていますが、私の感覚で言いますと、大体、令和3年度の減免措置ですから、3月31日に交付決定、遡ってでもすると思うんですけども、繰り越したということは、3月31日以降、現在までに交付決定する事案があつたというふうに理解しなくちゃいけないんですか。そして、何件ぐらいあつたんでしょうか。

○橋本私学振興課長 専攻科授業料の減免補助の件だと思いますが、この件につきましては、2月の補正予算でコロナ交付金を活用して事業を行うということにしたものでございますが、令和3年度の分は既に交付を終わっております。そのままこの予算を繰り越しまして、令和4年度の対象生徒にも、この交付金を活用して事業を継続したいというふうに考えておるものでございます。

以上です。

○西聖一委員 国のほうでそのような仕組みにしてあるというふうに理解したらいいんですかね。

○橋本私学振興課長 はい。そのようなことで対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○高島和男委員長 ほかに質疑はございませんか。

○濱田大造委員 2ページの下段のほうに、県民生活、県経済への影響の最小化として、中でも生活者への支援、まあ生活困窮者に対して7億2,500万円計上されていますが、コロナが2年半も続いていまして、これは社会福祉協議会などを通じての個別の貸付けだと思いますが、これまで累計で幾ら貸付けが行われて、延べ人数になるんですかね、対象が何人で、最大で個人で幾らぐらい借りて、返済がいつから始まるのか、分かる範囲で構いませんので、教えてください。

というのは、返済が始まって返せない人が多数出るんじゃないかというような、そういう声が上がってまして、今、熊本県はどういう状況か、ちょっと教えてください。

○臼井財政課長 財政課でございます。

2ページの後段の(1)の1ポツ目、生活者への支援7億2,500万円の質問かと思えます。

議員御質問の貸付金については、この7億2,500万円の予算には含まれておりません。

一方で、議員の御質問については、今詳細なデータを持ち合わせておりませんので、後ほど改めて御回答したいと思います。

○濱田大造委員 すみません。認識不足で申し訳ないです。

この7億2,500万、こういった性質のお金なんでしょう。もっと具体的に教えてください。

○臼井財政課長 財政課でございます。

概要としますれば、コロナによる経済への影響が長期化する中、物価等の高騰により経済的な困難を抱えている方々に支援するものということで、具体的に申し上げれば、低所得の独り親世帯に県独自に1世帯当たり2万円の給付金を支給する事業や、社会福祉協議会やひとり親家庭福祉協議会等と連携して、食料品や生活必需品の配付を生活困窮者に行う事業や、あるいは民生委員、児童委員の方々に活動経費の補助をする事業、あるいは障害者の継続支援事業所の生産活動を御支援する内容、あるいはウクライナからの避難民の生活を支援する事業等々でございます。

○濱田大造委員 窓口というのはどこだと考えたらいいんですか。今、いろんな使い方をされると思うんですけども、その辺教えてください。

○臼井財政課長 窓口は、今申し上げた事業についても、子ども家庭福祉課や健康福祉政策課、それぞれ事業を所管する課がございます。ただ、もし、何というんでしょう、ワンストップの窓口をとという話であれば、一義的

には健康福祉部の筆頭課である健康福祉政策課を中心に、場合によっては、他部局の場合は、その筆頭課になってくるというふうに思っています。

○濱田大造委員 了解しました。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○山口裕委員 すみません、10ページでお尋ねします。

防災対策費の(2)防災・震度情報システム管理費ということで、情報共有のためのシステムだということですが、その関係する機関、ここについても新たに導入する必要があるのか、新たなシステムを入れなければならないのか、その点をお尋ねします。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

こちらのシステムにつきましては、現在でも、市町村、それから県等で、避難情報ですとか、あと災害に対する情報について共有をするというシステムで構築をしておるものですが、今回、県の防災センターにおきまして、そこで今度は救助する場合の支援隊の派遣をする際に、例えば警察とか消防、自衛隊、それぞれ隊の状況といたしますか、派遣できる隊の状況、これにつきましては、地図上に落とし込んで、紙面において派遣の計画を行っているというような状況でございます。

それで、その指揮台のほうに人が集まってくるということで、かなり密になるような状況になってくるものですから、これをどうにかシステム化してオンライン上でできないかということで、今回システム改修を行うものでございます。

○山口裕委員 例えば、GISの観点と理解

していいんですかね。GIS地図、デジタル化された地図上で情報の共有が図れるという理解でよろしいんですね。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

はい。地図上で共有できるようなシステムにしたいというふうに思っております。

○山口裕委員 その上で、実は上天草市では、防災訓練を行っていただいて、現場の例えば救出の状況等も、隊員のカメラで写したものを中央の場所で見ることができる、そんなこともありましたし、また、ドローンで救出者の捜索までやっていたということも考えれば、かなりデジタルの力を借りて救出のありようも変わってくると思うんですが、このあたりは段階を追って整備していくんだろかなと思いますけれども、現在の段階でどれくらい進んでいると理解しとけばいいんですか。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

今、防災センターを県庁の隣に整備をしておりますけれども、そちらの新防災センター、そこには、新たなといいますか、モニター室を設けて、様々な映像により現地の災害情報を把握できて、先ほど先生おっしゃいましたような、ドローンの映像等も含めて映し出して、救助等に活用できればというふうに考えております。

今回の整備をまずやった後に、いろいろ課題等もまた出てくるかと思っておりますので、その課題には随時対応していきたいというふうに考えているところです。

○山口裕委員 分かりました。

あと1点、17ページの消防保安課にお尋ねですけれども、防災消防ヘリで感染症対策の

設備を充実するということでありましょうが、これまで防災ヘリについても、急患の搬送等々をやっている中で、今の時点でなぜにかなと思っただけですけれども、説明をお願いします。

○田口消防保安課長 これまでもコロナ対策を講じてきたところでございますが、救急や救助の発動をした場合、外で血のついた器具を洗ったり、手洗いしていた部分があったので、その部分を新たに救急消毒室をつくって、そこに洗濯機、乾燥機等をまとめて整備するというような対策を今回講じたわけでございます。

○山口裕委員 充実するという理解をしておきたいと思えます。

以上です。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○吉田孝平委員 9ページをお願いします。

くまモンランド阿蘇DX実証事業、先ほど少し説明を受けたんですけれども、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○脇くまモングループ課長 くまモングループでございます。

今回のこの事業は、詳しく言いますと、いわゆるテレビ画面のついていないカーナビゲーション、これは音声認識カーナビというのが最近新しく出ている技術なんですけれども、この技術をいわゆるレンタカーの中に導入させていただきながら、いわゆるくまモンに関連するところ、また、県内の観光地等に誘導させていただき、いわゆる移動空間の提供ということを考えていますけれども、これとスマホを活用した謎解きツアーイベント、こういったものも企画をしております、こういったことを融合させて、くまモンをメイ

ンキャラクターとしたテーマパークに見立てさせていただきながら、くまモンとそれから地域と触れ合う機会を提供したいというふうに考えております。

実施は、秋口ぐらいをめどに今検討を進めているところでございます。

○吉田孝平委員 秋口までして、それからまた続ける可能性があるということですか。

○脇くまモングループ課長 くまモングループでございます。

今から、この補正予算が通り次第、事業の準備を進めまして、秋口からスタートをさせていただきながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

○吉田孝平委員 分かりました。

これを実証して、うまくいけばまたほかの地域でもという形で進めていくような感じなんです。

○脇くまモングループ課長 くまモングループでございます。

はい。この事業の実証の結果を踏まえて、横展開についても今後検討を進めていきたいというふうに考えております。

○吉田孝平委員 分かりました。ありがとうございました。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。
——なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、ここで5分間休憩いたします。

再開は、10時55分をお願いいたします。

午前10時49分休憩

午前10時54分開議

○高島和男委員長 休憩前に引き続き会議を

開きます。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。質疑については、執行部の説明を求めた後に、一括して受けたいと思います。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着座のまま、簡潔にお願いします。

それでは、担当課長から議案等について順次説明をお願いします。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料の19ページをお願いいたします。

令和4年度6月補正予算について御説明いたします。

計画調査費の増額をお願いしております。

右側説明欄をお願いいたします。

被災住宅移転促進宅地整備受託事業は、令和2年7月豪雨災害により甚大な被害を受けた球磨村の住まいの早期再建に向け、県が村から受託して実施する被災地域の住民等の移転先となる渡地区における宅地整備等に要する経費でございます。

事業規模が大きく、村に技術的ノウハウが乏しいことから、県が受託することで早期復旧を支援するものでございます。

本事業の内容等につきましては、参考資料、被災住宅移転促進宅地整備受託事業についてにて御説明させていただきますので、A3のこちらの資料のほうをお願いいたします。

県が受託施行します事業を地図上でお示した資料でございます。

資料の左側の枠囲み内に、事業範囲、内容を記載しております。

今回の予算では、地図上では、右端の点線で囲んでおります山口居住エリアにおきます①宅地整備と②総合運動公園までの避難路の整備を行うこととしております。

なお、峯居住エリアにおきます③第2期分

の宅地整備につきましては、地図上のちょうど中央辺りに赤の点線で枠囲みしておりますけれども、そこに案として宅地整備、交流拠点と記載させていただいております。

山口居住エリアや峯居住エリア、第1期分の入居状況等を踏まえまして、今年度、村において利用方針の検討等を行い、用途を決定する予定でございます。その検討結果を踏まえ、来年度以降、県が受託施行する予定でございます。

事業期間は、令和6年度までを予定しており、事業に係る経費は全て球磨村負担となりますので、村では、国庫補助事業である防災集団移転促進事業の活用等により財政負担の軽減を図る予定でございます。

県としましては、被災者の住宅生活再建を一日も早く実現するため、予算をお認めいただいた場合には、速やかに球磨村との間で実施協定を締結し、事業に着手いたします。

続きまして、また説明資料の21ページをお願いいたします。

補正予算の追加提案分でございます。

計画調査費の増額をお願いしております。

右側説明欄をお願いいたします。

コロナ対応分の(1)地域づくりチャレンジ推進事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により停滞した地域の活性化を図るため、新しい生活様式に対応した交流人口拡大の取組など、市町村や地域団体等による自主的な地域づくりの取組への支援に要する経費でございます。

(2)移住定住クロスメディア展開事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う都市から地方への流れを捉え、関係人口の拡大を図り、将来的な移住者の増加につなげるため、テレビ、雑誌、SNSを相互に連動させた情報発信を行うための経費でございます。いずれも、コロナ臨時交付金を活用して実施するものです。

地域振興課は以上でございます。

○坂本交通政策課長 交通対策課でございます。

1枚お戻りいただきまして、19ページをお願いいたします。

計画調査費で、1事業、補正をお願いしております。

コロナ対応分の公共交通応援事業について、バス、地域鉄道、航路等の交通事業者に対しまして、コロナ禍の運行維持に係る応援金を給付するものでございます。

交通政策課は以上です。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

20ページをお願いします。

上段の個人番号カード利用環境整備事業でございます。

これは、マイナンバーカードを活用した消費活性化策でございますマイナポイント第2弾に関する広報等に要する経費でございます。

次に、22ページをお願いします。

上段のデータ連携推進調査委託事業でございます。

これは、ウィズコロナ時代、デジタル社会の実現が求められる中で、社会におきます幅広いデータ活用に必要な行政データのオープン化及びデータ連携基盤の在り方に関する調査に要する経費でございます。

デジタル戦略推進課は以上です。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

20ページをお願いいたします。

下段のICTを活用した働き方改革等推進事業でございます。

これは、コロナ禍において、デジタル機器を活用した業務の効率化、省力化をさらに進めるため、議会棟に庁内無線LAN環境を整

備する経費でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

追加提案分、下段のICTを活用した働き方改革等推進事業でございます。

これは、デジタル社会への対応を見据えたコロナ禍における職場環境の整備として、ペーパーレス化や業務の効率化をさらに推進するため、業務用パソコンにつなぐモニターを整備する経費でございます。

システム改革課は以上です。

○村田議会事務局次長 議会事務局でございます。

24ページをお願いいたします。

事務局費で400万円余の増額補正をお願いしております。

管理運営費のコロナ対応分として、議会棟本館無線LAN整備に要する経費でございます。

これは、本年3月16日の議会運営委員会におきまして、本会議及び委員会におけるデジタル機器の使用が認められたことを受けまして、現下のコロナ禍において、議会棟におけるデジタル機器の使用を容易にすることにより、円滑な議会運営を確保するため、議会棟本館の本会議場、委員会室など14か所に無線LAN環境の整備をするものでございます。

議会事務局は以上です。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

資料飛びまして、67ページをお願いいたします。

令和3年度の繰越明許費について御報告いたします。

1段目の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費は、水俣市が水俣川河口臨海部において護岸整備等を行う渚造成事業等について、必要な事業期間が確保できず、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したもので

ございます。

2段目の万日山緑地公園管理運営費は、公園内ののり面の工事を行うもので、そのために必要な土地の形質変更に係る許可手続等に時間を要したことから、年度内の事業完了が困難となり、繰り越したものでございます。

3段目の阿蘇草原再生事業費は、野焼きの再開と後継者育成の支援を行うもの、4段目の草原維持システム構築推進事業費は、恒久防火帯を整備するもので、当初2月または3月に予定しておりました各牧野の火入れ（野焼き）が、天候不良等により4月に実施されたため、それぞれ予算を繰り越したものでございます。

地域振興課は以上でございます。

○木原文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課です。

68ページをお願いします。

博物館ネットワークセンター施設整備事業費につきましては、入札の不調により年度内の工事発注が困難となったため、繰り越したものです。

その下の新型コロナウイルス感染症対策文化活動助成事業費につきましては、2月補正による追加事業分について、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、繰り越したものです。

その下の県立劇場施設整備事業費につきましては、主に国の経済対策に係る事業費で、県への交付決定が令和4年度に行われることになったため、繰り越したものでございます。

文化企画・世界遺産推進課は以上でございます。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

69ページをお願いいたします。

5事業について、繰越しの御報告です。

まず、天草空港運航支援対策事業費につきましては、天草エアラインが取り組むデジタル活用推進事業への補助で、昨年度2月補正で予算計上したもので、実施に向けた調整に時間を要したため、繰り越したものでございます。

次の阿蘇くまもと空港アクセス整備調査検討事業費については、原水ルート、肥後大津ルートの追加調査に要する経費で、年度内の調査完了が困難であるため、繰越しを行ったものでございます。

次の阿蘇くまもと空港国内線振興対策事業費は、国内線のチャーター造成や静岡線の利用促進のため、これも昨年2月補正で計上したもので、コロナの状況も踏まえまして、年度内実施が困難であったため、繰り越したものでございます。

次の阿蘇くまもと空港ゲート改修事業費は、小型総合航空基地に設置しておりますゲート改修の費用で、工事設計及び関係者協議に時間を要したため、繰り越すものでございます。

最後に、南阿蘇鉄道災害復旧費は、熊本地震からの全線復旧を目指す南阿蘇鉄道の復旧費で、第一白川橋梁の被災鉄橋の撤去に時間を要したため繰り越すものでございますが、全体の復旧スケジュールに大きな影響を与えるものではありません。

交通政策課は以上でございます。

○村田議会事務局次長 議会事務局でございます。

70ページをお願いいたします。

同じく、繰越明許費の報告でございます。

議会運営感染症対策事業費につきましては、委員会で使用いたしますマイクシステム導入に係る経費でございますが、令和3年度2月補正予算による事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、繰り越したものでございます。

なお、年内の完了を予定しております。

議会事務局は以上です。

○高島和男委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○濱田大造委員 19ページの地域振興課さんにお尋ねですが、この新規事業で受託して実施する件なんですけど、この渡地区の住民の何割ぐらいの世帯が、合意というか、移転するのか、その辺の状況をもっと詳しく教えてください。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

こちらのほうは、山口居住エリアのほうでは、40区画の整備を予定しておるんですけども、今後、村のほうで住民の皆さんの意向を聴き取りながら、最終的に決定していくという形になっております。

○濱田大造委員 これからなんですか。しっかりよろしくをお願いします。

あと、20ページの計画調査費で、デジタル戦略推進課さんが、マイナンバーカードを活用した消費活性化策の広報などに要する経費として計上、国から予算が下りていますが、そのマイナンバーカードを活用して消費活性化というのは、ちょっと私はなかなかイメージがつかないんですけども、ポイントを付与してどうのこうのという施策なのかという、その辺ちょっと詳しく教えてください。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

マイナンバーカードの今回の位置づけにつきましては、国のほうの説明によりますと、1つは、マイナンバーカードの普及促進、取得促進というのが1点、それともう一つは、先ほども説明のありました消費の喚起というのが1点で、さらにはキャッシュレスの普及というのが1点というふうなことで位置づけられておまして、今回お願いしております予算につきましては、こういった広報のほうを取り組ませていただくという趣旨でございます。

以上でございます。

○濱田大造委員 了解しました。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 文化企画ですけれども、県立劇場にえらい多額の繰越しが記載されておりますけれども、この中身についてちょっと説明してください。

○木原文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

今回の繰越額につきましては、県立劇場内の和室、あと小会議室の空調機の更新を予定しております。

説明は以上でございます。

○岩下栄一委員 前々からいつも申し上げているバリアフリーですね、県立劇場の。今の現状というか、進捗状況をちょっと。

○木原文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

前々から岩下委員からも御指摘いただいて

いましたとおり、ホール以外の階段等のバリアフリーは徐々に進めているところでございます。

ホール内のバリアフリーが今後課題でございますけれども、それに関しましては、令和8年度にホールの椅子等の取替えを予定しております。その中で、岩下委員の御指摘のバリアフリー化も、十分配慮して設置していきたいと思っております。

説明は以上です。

○岩下栄一委員 分かりました。

私は、障害者だものだから、しっか県立劇場が苦手たいね。サクラマチ、あそこに負けぬように、ぜひお願いしたいと思います。

○木原文化企画・世界遺産推進課長 岩下委員、ありがとうございます。

今後、御指導の中身を十分検討いたしまして、対応していきたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○高島和男委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、ここで約5分間休憩いたします。

再開は、11時15分といたします。

午前11時10分休憩

午前11時15分開議

○高島和男委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から第8号まで、第14号、第15号、第18号及び第19号について、一括して採決したいと思います。御異議あり

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外11件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外11件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第40号を議題といたします。

請第40号は、国レベルの問題でありますので、執行部からの説明は省略いたします。

請第40号について、質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第40号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 採択、不採択両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第40号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高島和男委員長 挙手少数と認めます。よって、請第40号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 それでは、そのように取

り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が2件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

報告1、九州を支える広域防災拠点構想の見直しにつきまして、お手元の資料①をお願いします。

本構想につきましては、左上1のポツの1つ目に記載していますが、南海トラフ地震など九州での広域的な大規模災害に備え、本県が率先して九州の広域防災拠点の役割を担うため、平成26年1月に策定しました。

これまで、ハード、ソフト両面から取り組み、広域防災拠点としての機能及び対応力を向上させてまいりました。

左下の3、これまでの取組成果を御覧ください。

緑色の表には、構想に位置づけた取組とその進捗状況をまとめています。

①から⑦まで、7つの機能がございしますが、例えば、①合同現地対策本部機能としまして、国の合同現地対策本部の本県への誘致を位置づけていましたが、矢印の1つ目にありますとおり、国は、南海トラフ地震時の九州における政府現地対策本部として、熊本駅隣にある熊本地方合同庁舎B棟を選定しました。

また、矢印の2つ目にありますとおり、県の新防災センターが、本年度末の完成見込みです。

このほかにも、③の情報収集機能として、矢印1つ目の県総合防災航空センターの整備や、④の支援物資の集積拠点機能として、県産業展示場グランメッセの耐震化、大型ヘリ

ポートの整備など、表の右側の進捗欄を御覧いただきますと、当初構想に位置づけた取組はおおむね完了している状況となっております。

このため、近いうちに起こるとされている南海トラフ地震に備え、改めて九州広域防災拠点としてのさらなる機能強化に取り組むため、本構想を見直すことといたしましたものです。

では、見直しの内容につきまして、右の4、新たな取組方針及び主な対策を御覧ください。

見直しに当たりましては、これまでどおり、既存施設の有効活用、関係機関との連携など、3つの視点を踏まえております。

また、今回の見直しでは、これまでの7つの機能に加え、下の赤枠で囲んでおります⑧避難者受入機能と⑨災害対応ノウハウ等の提供、発信機能を新たに追加しております。

それでは、新しい構想について、2枚目の広域防災拠点イメージ案を御覧ください。

右側の九州の地図は、南海トラフ地震発生時における本県の対応イメージです。

九州の中央に位置する本県には、南海トラフ発生時には、先ほど成果としてお話ししました政府の現地対策本部が設置されます。

また、国の南海トラフ対応計画でも、大規模な広域防災拠点と位置づけられている阿蘇くまもと空港をはじめ、縦軸の九州自動車道などにより、本県に全国から救援部隊や物資、医療が集結し、被災地に向け展開するというイメージを持っております。また、避難者の受入れを担うことも想定しております。

それでは、構想見直し後の新たな取組のうち、主なものについて、左側を御覧ください。

まず、総合調整を行う指令拠点につきましては、矢印部分に記載のとおり、国の現地対策本部との連携強化を進めます。

具体的には、国、自衛隊の西部方面総監部

や九州各県等との災害対応訓練を実施するなど、国の現地対策本部と県の防災センターとの連携強化に取り組みます。

次に、「すべての道は熊本に通じる」につきましては、矢印部分に記載のとおり、九州横軸のさらなる強化として、九州中央自動車道、中九州横断道路の早期完成と併せて、南九州西回り自動車道路や有明海沿岸道路の早期完成に向け、引き続き関係機関と国に対し要望してまいります。

次に、支援部隊、支援物資等の集結拠点につきましては、新たに県消防学校施設を緊急消防援助隊等の支援部隊の活動拠点として整備するなど、拠点施設のさらなる充実強化を図ります。

最後に、右下を御覧ください。

今回、新たな取組として、避難者受入拠点を追加しております。

これは、南海トラフ地震を想定し、大分県や宮崎県等からの避難者に対応するために、宿泊施設や輸送手段などについて、受入れ拠点を関係各県とも連携し、検討、構築するものです。

このように、本県が、九州の広域防災拠点として、新たな構想の下、各拠点機能のさらなる強化に取り組むことで、災害に対する安全保障の実現を図ってまいります。

報告は以上です。

○有働政策監 球磨川流域復興局でございます。

右上に、報告資料②と記載しております資料をお願いいたします。

球磨川水系に係る治水対策及び五木村復興等について、現在の状況等を御報告いたします。

なお、本件につきましては、総務常任委員会のほか、建設常任委員会においても同様に御報告させていただいています。

まず、球磨川水系河川整備計画につきまし

ては、上段の箱囲みの1つ目の丸に記載しておりますとおり、令和2年7月豪雨以降、流域で開催した説明会や日々の行政を進める中で、住民の皆様からいただいた御意見と学識経験者からいただいた御意見を国と共有した上で原案を作成し、4月4日に公表いたしました。

次の丸ですが、この原案に対し、改めて関係住民の皆様の御意見を伺うため、パブリックコメントを実施し、延べ455件の御意見をいただくとともに、これに加えて球磨川流域の10会場で公聴会を行い、33名の公述人の方から貴重な御意見をいただきました。

最後の丸ですが、現在いただきました多岐にわたる御意見を一つ一つ詳細に確認しており、今後、学識経験者の御意見を伺った上で、河川整備計画案を作成し、関係地方公共団体の長の御意見を伺って、河川整備計画を策定する予定です。

箱囲みの下に、河川整備計画策定までの流れを示しています。

太い線で囲った部分が既の実施したもの、細かい線がこれから実施するものを示しており、現在、河川整備計画の原案を作成し、関係住民の皆様の御意見を伺うところまで実施しております。

今後、学識経験者から御意見を伺った上で河川整備計画案を作成、公表し、その後、関係地方公共団体の長の御意見を伺い、河川整備計画を策定してまいります。

次に、2、流水型ダムに係る環境アセスメントについて御報告します。

3月25日に、国から環境影響評価法の配慮書に相当する環境配慮レポートが公表され、4月21日には、県が設置する流水型ダムに係る環境影響評価審査会が開催されました。

今後、審査会や関係市町村長等の意見を踏まえ、環境配慮レポートに対する知事意見を6月22日までに提出する予定です。

次に、3、球磨川流域治水協議会について

御報告します。

この協議会は、令和2年7月の球磨川豪雨災害を二度と生じさせないとの考えの下、流域における関係者が共同して、流域治水の計画的な推進のための情報共有、検討などを行うことを目的として、令和2年10月に設置されたものです。

明後日、6月17日に6回目の協議会を開催し、流域治水プロジェクトの進捗状況等について、情報共有を行う予定となっております。

次に、4、五木村の振興について御報告します。

裏面を御覧ください。

上段箱囲みの1つ目の丸に記載していますとおり、6月5日に知事が五木村を訪問し、村民の皆様に対し、流水型ダムを含む緑の流域治水の推進を決断した経緯と五木村の振興にかける決意をお伝えするとともに、県から、流水型ダムを前提とした新たな五木村の振興計画の方向性を説明しました。

報告資料の別紙、カラーの資料を御覧ください。

こちらが、説明会で県からお示した振興計画の目指す姿と4つの方向性です。

赤、緑、青、黄色の楕円で示した新たな五木村振興計画の4つの方向性に基づく取組を有機的に連携させながら、真ん中の楕円の流水型ダムへの転換に伴う対応にも取り組むことで、一番上の「誰もが安全・安心で住み続けられ、若者が集まるひかり輝く持続可能な五木村の実現」を目指すというイメージを表しております。

説明会では、この資料に加え、具体的な事業や他の自治体での取組事例を御紹介する形で、新たな振興計画の方向性の案を説明させていただきました。

報告資料にお戻りください。

箱囲みの下の(1)説明会の概要を御覧ください。

午前、午後の2会場で開催し、合計124名の皆様に御参加いただきました。

その下に、村民の皆様からいただいた主な御意見を記載しております。

流水型ダムや五木村内の治水対策に対する御意見、今後の村の振興に向けた御要望など、様々な御意見、御提案をいただきました。

次に、(2)今後のスケジュールですが、今後も村民の皆様のお意見を丁寧にお聴きしながら、秋頃を目指し、新たな五木村の振興計画を策定できるよう取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上です。

○高島和男委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○西聖一委員 今説明のありました五木村の振興についての件ですが、様々な意見が出ているかと思えますけれども、ちょっとこの開催のスケジュールも急にあったとか、いろいろ御批判もいただいておりますし、今回出た意見、秋口までの振興策に盛り込むという話で伺っていますけれども、もう1回、2回、村民に対して説明会とか、そういう予定はあるのでしょうか。

○田浦政策監 五木村の振興につきまして、村民の説明会をまたするかどうかという御質問でございます。

先日、知事が参りましたときも申し上げましたが、やはりこのような計画を策定するためには、五木村の皆様のお意見を丁寧にお聴きするということが大事だと考えております。

このため、今後、五木村の皆様のお意見をさらに丁寧にお聴きするための会を設けてい

きたいと考えてございます。

○西聖一委員 了解しました。

○高島和男委員長 ほかに質疑はございませんか。

○岩下栄一委員 ここで言うことじゃないかもしれないけれども、我々の周囲に危険が迫っている中で、国は何か危機管理庁なんか設置するという動きがあると聞いていますけれども、熊本県も、まあ岡村さんがいらっしゃるからいいけれども、危機管理部、一つの部として、知事が本部長で岡村さんが危機管理監だと思えますけれども、これを部に昇格させて、何か全般を見通す指揮系統をつくらどうかとかねて思っているんですけども、ここで言うべきことじゃないかもしれないけれども、この点についてどうですかね。

○岡村危機管理監 危機管理監でございます。

現在、本県の危機管理体制については、私も知事公室に所属しておりますし、いざ災害対策本部を設置するということになったら、全庁的な体制を取るということで、私のほうが、事務局的というか、全体の調整をするような役割を担わせていただいておりますので、現在も、力はあまり十分ではないかもしれませんが、全庁的な調整を行っているところでございます。

○岩下栄一委員 とりあえずは岡村さんが危機管理部長たいね。

○岡村危機管理監 はい。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。――なければ、以上で質疑を終了します。

最後に、委員の皆様から、その他で何かありましたら質問をお受けしますが、出席職員を限定しておりますので、この場でお答えできない内容については、後日回答させていただきます。

それでは、委員から何かありませんか。

○松田三郎委員 税務課長は御出席ですね。坂口課長はどこかな。

ちょっと小さい話、まあ大きい話になるかもしれませんが、県税の納付ですね。これは市町村税も似たような状況かもしれませんが、今、納付する場所とか方法とか、結構多様化して、支払う側からすると、大分利便性も高まってきたかなと思います。コンビニであるとか、ほとんどは銀行、金融機関とかですね。方法も、キャッシュレスを、例えば何かペイとか、まあいろいろできます。

それでお尋ねというのが、利便性を考えて多種多様な方法をいろいろするということは、もしかすると、1件につき幾らとか、例えばコンビニがその手続をやると、手数料、通常あるのかなと思いますけれども、それはあるんですか、ないんですか。

○坂口税務課長 税務課でございます。

コンビニ納付あるいは今スマホ納税とかございますが、その全てに手数料をお支払いしているところでございます。

○松田三郎委員 ということは、いろいろな会社が携わっているでしょうから、1件につきとか、どれだけで何%というのは、大体どれぐらいですか。それとも、かなり会社によってばらつきがあるのか、ざっくりした話で結構です。

○坂口税務課長 税務課でございます。

全国的にそんなに差がなく、会社等にも差はございませんけれども、例えばコンビニ等

につきましては、1件当たり50円の手数料をお支払いしているというところでございます。

○松田三郎委員 それは、金額に関係なく、1件50円ぐらいと。

○坂口税務課長 税務課でございます。

はい。納付金額に関係なく、1件当たりの手数料でございます。

○松田三郎委員 ということは、さらに細かい話でありますけれども、そういうのというのは、徴収事務に伴う経費か何かでどこか予算では出てくるものなんですか。それとも、何かにざくっと含まれてしまうのか、引かれるといたしますか。

○坂口税務課長 税務課でございます。

銀行やコンビニ等々への契約等につきましては、会計課のほうで一本でやっております。

予算等につきましては、事務費関係で一定の予測を立てまして、予算要求を行っているところでございます。

○松田三郎委員 何となく分かりました。

よく決算委員会で、やっぱりなかなか収納率といいますか、県の関係、これは税務課の職員の方だけじゃなくて、いろいろ努力をしたり、工夫をしたり、時間をかけてとか、定期的に電話をしたりとか、非常に努力していただいているのは分かっております。

ということは、極端に言うと、まあ各種県税あるでしょうけれども、件数でいくと、例えば100万円納付すべきところを、実質マイナス50円ぐらいは取れないということ——掛ける件数でしょうけれども、そういうことになる——これは悪いという意味じゃなくてですね。大体それぐらいで、予算上は、おっし

やったように、全体の契約の分で、50円掛ける大体の件数は会計課のほうで予算を計上するというような仕組みになっているという理解でいいですか。

○坂口税務課長 税務課でございます。

契約関係というか、価格の交渉は会計課のほうである程度行うということで、予算のほうは税務課のほうで対応しております。

当然、窓口納付というよりも、そういったものが浸透しますと、経費のほうは比例してかかるということになります。併せて納期内納付率もその間大きく上昇をしているところでございます。いわゆる、滞納になったときの督促の経費でございますとか、そういったところについては明らかに減少をしているというところでございますので、一律に税収が減っているとか、その分の目減りになっているということではなく、比較考慮しながらそのあたりは対応しているところでございます。

○松田三郎委員 分かりました。別に責めているわけじゃなくてですね。

最後に1つ、例えば、県税に関して、どういった納付場所で、どういった手法でというのは、これは地方税法に何か規定があるんですか。それとも、条例なり、県独自に、これも使えます、こういうキャッシュレスも使えますというのが、独自にかなり幅広く決められるのか。

○坂口税務課長 税務課でございます。

従来は、収納代理機関というところを税法のほうで定めさせていただいておまして、限定されておりましたけれども、コンビニ等につきましては、その機能を法律のほうで広げさせていただいております。

今のお答えとすれば、法律のほうでそれを定めて、その範囲の中で納付の機会の拡大を

行っているということでございます。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が6件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

これを持ちまして第3回総務常任委員会を閉会いたします。

午前11時38分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

総務常任委員会委員長